

兵庫県ひきこもり対策検討委員会 報告書概要

令和2年6月

【開催日】
第1回 R元 9/3、第2回 10/7、第3回 12/19



I 現状と課題

1 対象者数（推計）

全国のひきこもり状態にある人の数（推計）
（内閣府調査から）
約 **115** 万人

兵庫県にあてはめると（推計）
約 **5** 万人
県の人口の約0.9%

【ひきこもりとは】

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念である。
※厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」

2 県の取り組み

相談

- 兵庫ひきこもり相談支援センターの設置
ほっとらいん相談
地域ランチ（阪神・播磨・但馬・丹波・淡路）
- ひきこもり総合支援センターの設置
- 精神保健福祉センター及び各健康福祉事務所

不登校児童・生徒

- フリースクール「県立神出学園」の設置

生活困窮者

- 町域で就労準備支援事業を実施

就労

- 「ひょうご・しごと情報広場」での個別相談
- 「地域若者サポートステーション」との連携

連携

- 兵庫ひきこもり相談支援センター連絡協議会（ひょうごユースケアネット推進会議）の設置

3 市町の取り組み

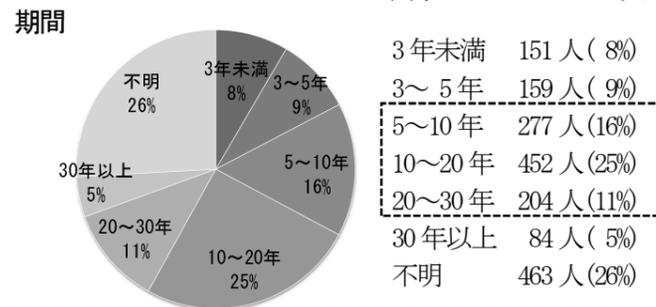
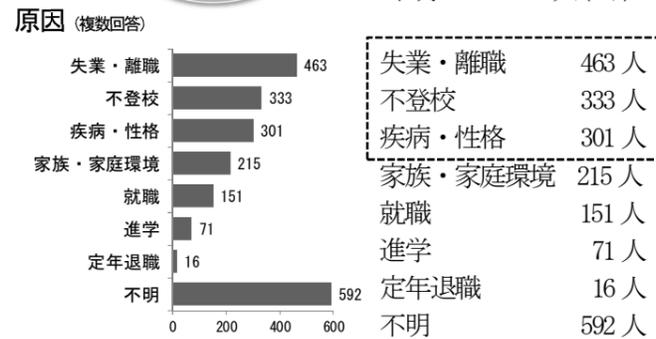
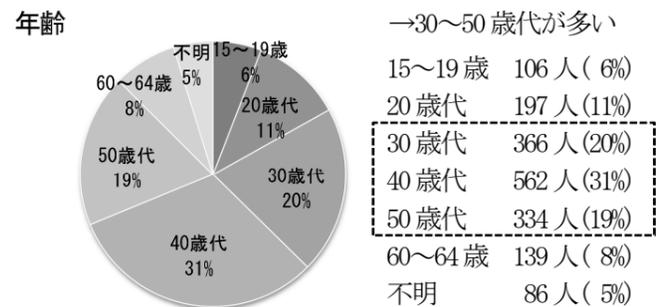
ひきこもり状態にある者の相談が、住民に密接したサービス（生活保護や介護・障害福祉サービス、こころの健康など）と結びついていることから、ひきこもり状態にある者への支援の第一義的な実施主体として、市町の取り組みに期待。

4 ひきこもり実態調査結果

対象：神戸・西宮市以外の民生委員、児童委員
回収率：67.0%（配布6,468部、回収4,305部）

受け持ち地域にひきこもり状態にある人がいる
民生委員・児童委員の割合 **28%** 1,790人

【ひきこもり状態にある人（1,790人）の属性】



【市町アンケート】

ひきこもり対策を

実施している 27市町
検討中 3市町
実施していない 11市町

実施していない理由 ※複数回答

職員のマンパワー不足 9
専門職の確保 6
財源不足 6
委託先の確保 5

5 ひきこもり支援にかかる課題

(1) ひきこもり相談窓口のわかりにくさ

- ・大部分の市町で、生活困窮、心のケア、自殺防止対策等の部署が、各専門分野で対応中。

(2) 相談支援等の各支援へのつながりにくさ

- ・介護支援専門員が利用者の家庭でひきこもり状態にある者に気づいた後、相談や支援につながる仕組みがない。
- ・障害特性に応じた適切な支援が行える相談機関の確保や、支援者が障害に気づく力が必要。

(3) 相談対応の次の支援

- ・家族支援、本人支援、電話相談、本人と面会、本人来所の各段階で時間を要するため、市町を中心とした段階的な支援体制が必要。
- ・社会参加の第一歩である「居場所」が少ない。
- ・市町の人員にも限りがあるため NPO やピアボーターなどノウハウがある地域資源と協働が必要。

(4) 支援に関する情報不足

- ・相談機関や家族会等の情報がわかる信頼できるウェブサイトが必要。



兵庫県 ひきこもり情報ポータルサイト
兵庫県で、ひきこもりなど孤立しがちな本人やそのご家族、支援者のための情報サイトです。

- ・紙での広告媒体やチラシ等による広報も必要。

(5) 就労支援のタイミング、多様な就労

- ・対象者のひきこもりの段階を見極め、適切なタイミングで就労支援につなぐ必要がある。
- ・多様な働き方（居場所等での有償ボランティア、短時間アルバイト、在宅勤務、フリーランス等）や多様な職場（一般事務、工業・農業）の提案が必要。

III 今後検討すべき課題など

(1) 年代層別や要因別等の支援マニュアルの整備

国において、青少年・若年層・中高年層などの「年代層別」や、「ひきこもりになった要因別」等のわかりやすい支援マニュアルの整備。

(2) 学校や教育委員会と連携した支援体制の構築

若年層のひきこもり状態にある者は教育分野でのつまずきが多いため、若年のうちに、他者との関わり方や困ったときの相談先等を学ぶ機会を提供。

(3) 継続的な実態把握と施策の評価・改善

今後も実態把握やフォローアップ委員会による評価・改善を行い、より充実した対策を実施。

II 行政の役割（提言）

【行政の重要な役割】

ひきこもり状態にある者の意思に反して強制的に自宅や自室から引き出すことなく、**地域の一員として安心して自分らしく暮らせる社会を実現**

実現に必要なこと

- ①行政機関（保健・福祉・医療・教育・就労等）、医療機関、民間団体、地域住民等が協働
- ②各々の状態・状況に応じた、きめ細やかで多様な支援をスムーズ・段階的に行う

問題が起きる可能性が高い

（又は起きている）潜在的なひきこもりに気づき、問題をともに解決を行う

役割1 潜在的ひきこもりに気づき支援に繋げる

(1) 介護支援専門員等から相談支援につなぐしくみづくり

ひきこもり状態にある方に気づく機会が多い介護支援専門員等が、適切に支援機関・窓口につなぐしくみの構築。

(2) 介護支援専門員等への障害特性に関する学習機会の提供

対象者に障害がある場合に、円滑に支援機関・窓口につながるよう、障害特性について学ぶ機会を提供。

(3) ひきこもり相談窓口の設置

市町において、生活支援や障害福祉、介護福祉、関係機関との調整を行うことができる総合的な相談窓口を設置。

県は、市町単位では対応が難しい問題に対する指導や助言等を行う等の総合的なひきこもり支援体制を整備。

(4) 他の相談窓口との連携

ひきこもり相談を専門としていない相談窓口から、ひきこもり専門の相談窓口へつなぐ連携体制の整備。

役割2 個々の状況に応じた課題解決への支援

(1) 市町を中心とした支援チームの充実

市町を中心とした訪問支援（アクトリチ）の充実に向けて、市町（生活困窮、障害福祉、青少年育成等）、県、ピアボーター、NPO法人・社協等の地域団体等の連携体制を構築。

適切なタイミングで社会参加や多様な就労につなぐ。

(2) 支援チームの人材育成

個別支援、家族支援の専門知識の他、家庭内暴力からの緊急避難、生活困窮者支援等の知識、技術の向上。

(3) 居場所拡充と機能の充実、担い手の養成

社会参加の第一歩となる居場所の市町単位での設置のため、市町と地域団体との協働による設置を支援。多種多様な機能や特徴を有する居場所が多数あることが望ましい。

(4) 電子媒体（Web会議アプリ等）を利用した居場所の設置

現実の居場所に至るまでの中間的・過度的な居場所として、電子媒体を活用した居場所の設置。